

## 令和6年度(2024年度)熊本県がん診療施設設備整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県がん診療施設設備整備事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金額の算定方法等)

第2条 要項第2条の補助金額は、別表1の補助金額の算定方法欄に掲げる方法により算定された額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(交付決定の下限)

第3条 前条の補助金額の算定に当たり、がんの医療機器臨床検査機器等の備品1品につきその価格が別表1の下限額欄に掲げる額に満たないものがあるときは、当該備品は、補助対象から除外するものとする。

(交付手続)

第4条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別表2に掲げるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得した財産の価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 要項第 1 2 条第 1 項の規定により、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(変更交付申請)

第 6 条 要項第 5 条第 2 項の事業変更計画書の様式は、別記第 1 号様式を準用するものとする。

- 2 要項第 5 条第 2 項の変更申請書を提出することができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 1 0 日を経過した日までとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 要項第 6 条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 1 0 日を経過した日までとする。

(交付決定前の事業着手)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合で、補助金の交付決定前までに事業に着手する必要があるときは、交付決定前事業着手届(別記第 2 号様式)を提出することにより、事業に着手できるものとする。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を要するとき。
- (3) 早期着手により、事業費の増額を回避できるとき。
- (4) 他の事業に関連し、早期着手する必要があるとき。

(実績報告)

第 9 条 要項第 9 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、別記第 3 号様式によるものとする。

- 2 要項第 9 条第 2 項第 3 号のその他知事が必要と認める書類は、別表 3 に掲げるものとする。
- 3 実績報告書の提出期限は、事業完了後 3 0 日を経過した日又は令和 7 年(2 0 2 5 年) 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。

(証拠書類の保管)

第 1 0 条 補助金と事業に係る証拠書類等は、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

附 則

この要領は、令和 6 年(2 0 2 4 年) 8 月 2 2 日から施行し、令和 6 年(2 0 2 4 年) 4 月 1 日から適用する。